

参考資料 一覧

参考資料	1	福祉諸法における成年後見等の市町村長申立と市民後見人	…… 2 5
参考資料	2	厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」	…… 2 6
参考資料	3	案内チラシ 平成25年度「市民後見人養成講座（基礎研修）説明会・研修会 参加者募集！」	…… 2 8
参考資料	4	説明会配布資料 平成25年度「市民後見人養成講座（基礎研修）説明会」	…… 3 2
参考資料	5	平成25年度 神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）実施要項	…… 4 5
参考資料	6	平成25年度 市民後見人養成講座（基礎研修）開催日程（実績）	…… 4 7
参考資料	7	平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）開催日程（実績）	…… 4 8
		平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）体験実習実施状況一覧表（受講者実習先）	…… 4 9
		平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）施設実習スケジュール	…… 5 0
		平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）受講者施設における体験実習マニュアル	…… 5 1
参考資料	8	市民後見人養成（基礎研修・実践研修）、就任支援及び活動支援の流れ（イメージ）	…… 5 5

福祉諸法における成年後見等の市町村長申立と市民後見人

従来の規定（市町村長申立）	新しく加えられた規定
老人福祉法 (審判の請求) 第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。	老人福祉法 (後見等に係る体制の整備等) 第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる<u>人材の育成及び活用</u>を図るため、<u>研修の実施</u>、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる<u>人材の育成及び活用</u>を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。 ※平成24年4月1日施行
知的障害者福祉法 (審判の請求) 第28条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。	知的障害者福祉法 (後見等を行う者の推薦等) 第28条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる<u>人材の活用</u>を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる<u>人材の活用</u>を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。 ※平成25年4月1日施行
	障害者総合支援法 ※題名変更は、平成25年4月1日施行 (市町村の地域生活支援事業) 第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 一～三 (略) 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業 五 障害者に係る民法(明治29年法律第89号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業 ※この号、平成25年4月1日施行 六～九 (略) 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (審判の請求) 第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (後見等を行う者の推薦等) 第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる<u>人材の活用</u>を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる<u>人材の活用</u>を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。 ※平成26年4月1日施行予定

厚生労働省 市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位(講義・実務・演習) + 11 単位(体験学習+レポート作成)

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 21 単位／1260 分

◆市民後見概論 3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

◆対象者理解 4.5 単位／270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

◆成年後見制度の基礎 4 単位／240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5	※どこかで消費者保護	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5 単位／330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	(当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12		高齢者施策／高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
13		障害者施策／障害者虐待防止法	1 単位	60 分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

◆市民後見活動の実際 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 29(31 補講)単位／1080(1200 補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位／1 日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

◆成年後見の実務 9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

◆課題演習(グループワーク) 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	—

◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状 ※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37		社会資源	0.5 単位	30 分

市民後見人養成講座(基礎研修)

説明会・研修会 参加者募集 !

地域における支えあいの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座(基礎研修)を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成26年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

説明会日時・会場

① 平成25年11月 5日(火曜) 午後6時～8時

② 平成25年11月11日(月曜) 午後2時～4時

①・②とも同じ内容です。いずれかにご参加ください(説明会出席は、事前申込不要)。

上記日程以外の海老名市・綾瀬市において開催する説明会にご参加いただくこともできます。海老名市・綾瀬市において開催する説明会の日程等の詳細は、裏面をご覧ください。

会場は、神奈川県平塚保健福祉事務所(平塚市豊原町6-21)

※ ご来場の際は、公共交通機関(バス等)をご利用ください。

対 象

平塚市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のある方
詳細は、裏面をご確認ください。

※ 説明会に出席していることが、養成講座の応募要件となっていますので、受講を希望する方(ご本人)は、必ず説明会にご出席ください。

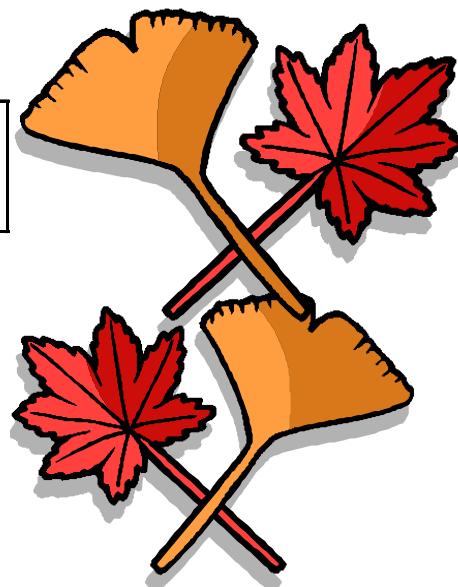
説明会の内容

- ・成年後見制度の概要と市民後見への期待
- ・市民後見人養成講座について(研修内容、受講要件等)
- ・質疑応答

問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター(あしと)

かながわ成年後見推進センター
電話 045-312-5788



主催: 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業)

市民後見人養成講座（基礎研修）募集の概要

○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、平塚市に住民登録があり、今後も、引き続き平塚市内に居住する予定の方
- ② 平成26年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由（家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。破産者。行方の知れない者。）に該当していないこと

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

○ 定員

25名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

○ 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています（実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります）。

日程		テーマ	主な研修内容
平成26年 1月20日から2月28日までの間の平日のうち4日間。	第一日	権利擁護としての成年後見	・開講式 ・地域福祉 ・成年後見制度総論 ・成年後見制度各論 ・家族法、財産法
	第二日	対象者の理解	・障害のある人の理解 ・高齢者、認知症の理解
	第三日	市民後見の意義と役割	・市民後見概論Ⅰ ・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告 ・市民後見概論Ⅱ
	第四日	市民後見に向けて	・事例検討Ⅰ（グループワーク） ・事例検討Ⅱ（グループ発表） ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時まで、会場は、平塚市内の公共施設を予定しています。なお、上記日程の範囲内で、第一日から第三日の研修内容の順は、変更することがあります。また、第一日から第三日の研修は、本年度、海老名市・綾瀬市で開催される同一の基礎研修と、一日単位で振り替え受講することができます。

上記の日程や受講方法については、説明会において詳しくお伝えいたします。

○ その他

本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません。

本基礎研修に引き続き、平成26年度以降に、平塚市を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体（主に市社会福祉協議会が想定されます）において、選考等により、法人後見の支援員（後見サポーター）として後見活動に参加いただくことを予定しております。

以下の「海老名市・綾瀬市において開催する説明会」にご参加いただくこともできます。

日 時	会 場
平成25年11月7日（木曜） 午後6時～8時	海老名市役所 401会議室（海老名市勝瀬175番地の1）
平成25年11月10日（日曜） 午前10時～12時	綾瀬市役所 J1-1会議室（綾瀬市早川550番地）

※ 上記、海老名市・綾瀬市会場にお車でご来場の際は、当該市役所の駐車場を利用できます。

市民後見人養成講座(基礎研修)

説明会・研修会 参加者募集 !

地域における支えあいの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座(基礎研修)を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成26年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

説明会日時・会場

① 平成25年11月 7日(木曜) 午後 6時～ 8時
会場：海老名市役所 401会議室

② 平成25年11月10日(日曜) 午前 10時～ 12時
会場：綾瀬市役所 J1-1会議室

①・②とも同じ内容です。いずれかにご参加ください(説明会出席は、事前申込不要)。海老名市役所及び綾瀬市役所にお車でご来場の際は、当該市役所の駐車場を利用できます。
上記日程以外の平塚市において開催する説明会にご参加いただくこともできます。平塚市において開催する説明会の日程等の詳細は、裏面をご覧ください。

対 象

海老名市民又は綾瀬市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を行う意欲のある方

詳細は、裏面をご確認ください。

※ 説明会に出席していることが、養成講座の応募要件となっていますので、受講を希望する方(ご本人)は、必ず説明会にご出席ください。

説明会の内容

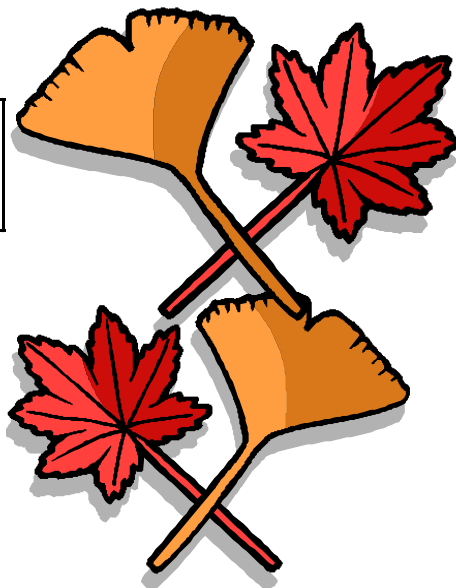
- ・成年後見制度の概要と市民後見への期待
- ・市民後見人養成講座について(研修内容、受講要件等)
- ・質疑応答

問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター(あしすと)

かながわ成年後見推進センター
電話 045-312-5788

主催：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業)



市民後見人養成講座（基礎研修）募集の概要

○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、海老名市又は綾瀬市に住民登録があり、今後も、引き続き当該市内に居住する予定の方
- ② 平成26年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由（家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。破産者。行方の知れない者。）に該当していないこと

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

○ 定員

海老名市に在住の方 15名

綾瀬市に在住の方 10名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

○ 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています（実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります）。

日程		テーマ	主な研修内容
平成26年 1月25日から2月22日 までの間の土曜日のうち4日間。	第一日	権利擁護としての成年後見	・開講式 ・地域福祉 ・成年後見制度総論 ・成年後見制度各論 ・家族法、財産法
	第二日	対象者の理解	・障害のある人の理解 ・高齢者、認知症の理解
	第三日	市民後見の意義と役割	・市民後見概論Ⅰ ・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告 ・市民後見概論Ⅱ
	第四日	市民後見に向けて	・事例検討Ⅰ（グループワーク） ・事例検討Ⅱ（グループ発表） ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時まで、会場は、4日間のうち各2日間を海老名市役所及び綾瀬市役所で開催を予定しています。なお、上記日程の範囲内で、第一日から第三日の研修内容の順は、変更することがあります。また、第一日から第三日の研修は、本年度、平塚市で開催される同一の基礎研修と、一日単位で振り替え受講することができます。

上記の日程や受講方法については、説明会において詳しくお伝えいたします。

○ その他

本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません。

本基礎研修に引き続き、平成26年度以降に、海老名市及び綾瀬市を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体（主に市社会福祉協議会が想定されます）において、選考等により、法人後見の支援員（後見サポーター）として後見活動に参加いただくことを予定しております。

以下の「平塚市において開催する説明会」にご参加いただくこともできます。

日 時	会 場
平成25年11月 5日（火曜）午後6時～8時	神奈川県平塚保健福祉事務所 （平塚市豊原町6-21）
平成25年11月11日（月曜）午後2時～4時	

※ 上記、平塚市の会場にご来場の際は、公共交通機関（鉄道・バス等）をご利用ください。

市民後見人養成講座（基礎研修）説明会

平成 25 年 11 月 5 日(火) 18:00 ～ 20:00

平成 25 年 11 月 11 日(月) 14:00 ～ 16:00

神奈川県平塚保健福祉事務所 3階 大会議室

平成 25 年 11 月 7 日(木) 18:00 ～ 20:00

海老名市役所 401会議室

平成 25 年 11 月 10 日(日) 10:00 ～ 12:00

綾瀬市役所 J1-1会議室

次 第

1 はじめに

2 成年後見制度について

(休憩)

3 市民後見人養成講座(基礎研修)について

※ 受講申込書は、「3 市民後見人養成講座(基礎研修)について」の質疑応答終了後、お配りします。

本講座（基礎研修）に関する問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター（市民後見人養成講座担当）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター内

Tel 045-312-5788 FAX 045-322-3559

神奈川県 平成 25 年度市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座（基礎研修）を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成 26 年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

なお、本養成講座を修了することによって、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています（本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません）。

また、将来、後見活動を担う場合は、平日の日中を中心に従事することになります。

2 主催

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 （神奈川県委託事業）

3 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、「対象地域」（注 1）内の市町村に住民登録があり、今後も、引き続き当該住民登録のある市町村に居住する予定の方
- ② 平成 26 年 3 月 31 日現在の年齢が、満 25 歳以上の方
- ③ 今回開催する市民後見人養成講座（基礎研修）説明会（注 2）に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第 847 条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者

注 1：平成 25 年度の対象地域は、平塚市、海老名市、綾瀬市の 3 市です。以下の項目においても、同様に「対象地域」と表記します。

注 2：平成 25 年度に開催する市民後見人養成講座（基礎研修）説明会は、以下の説明会です。

日時	会場
11 月 5 日（火曜）18:00～20:00	神奈川県平塚保健福祉事務所
11 月 7 日（木曜）18:00～20:00	海老名市役所
11 月 10 日（日曜）10:00～12:00	綾瀬市役所
11 月 11 日（月曜）14:00～16:00	神奈川県平塚保健福祉事務所

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

4 定員（「3 応募資格」の①の「対象地域」ごとによる）

平塚市 25 名

海老名市 15 名

綾瀬市 10 名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

5 日程及び会場

- ① 平塚会場 平成 26 年 1 月 28 日（火曜）、2 月 6 日（木曜）、2 月 13 日（木曜）、2 月 25 日（火曜） 会場は、平塚栗原ホーム（平塚市立野町 31-20）
平塚会場にご来場の際は、公共交通機関（バス等）をご利用ください。
- ② 海老名・綾瀬会場 平成 26 年 1 月 25 日（土曜）、2 月 1 日（土曜）、2 月 15 日（土曜）、2 月 22 日（土曜） 会場は、海老名市役所（1 月 25 日及び 2 月 15 日）及び綾瀬市役所（2 月 1 日及び 22 日）
海老名・綾瀬会場にお車でご来場の際は、会場となっている市役所の駐車場を利用できます。

日程及び会場の詳細は、「1 1 基礎研修の内容」をご参照ください。

6 受講料（基礎研修）

無料（会場までの交通費は自己負担）

なお、実践研修（実務実習を含む）の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

7 受講申込方法

受講を申し込まれる方は、次の 3 種類を郵送により、以下の方法で提出ください。

提出物

- ① 受講申込書（応募動機記載欄を含む）
- ② 作文：A 4 判の用紙を縦に用い、20 字×20 行、800 字以上 1,000 字以内
※テーマは、説明会時に配布する作文用紙に記載した、指定のものとします。
※ 他者の文章を引用する場合は、引用であることを明示するなど、基本的なルールに基づいて作成してください。パソコン等により作成しても差し支えありませんが、その場合は、上記の仕様で作成し、氏名を明記してください。
- ③ 返信用封筒（長形 3 号・返信用切手貼付）
※ 申込者ご自身の住所・氏名を明記し、返信用の 80 円分の切手を貼付してください。（住所・氏名は、①の受講申込書に記載したものと同一のものに限ります。）

申込方法

次の宛先に、「簡易書留」又は「特定記録」による郵送とし、封筒に「市民後見人養成講座受講申込」と明記し、平成 25 年 11 月 26 日（火曜）必着。指定の郵送以外の方法による提出不可。

郵便番号 221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター内
かながわ成年後見推進センター 市民後見人養成講座担当

8 受講決定

受講者は、前記 7 の①「受講申込書」及び②「作文」を基に、審査の上、決定します。受講いただけるかどうかは、平成 25 年 12 月 20 日（金曜）頃、ご連絡の文書を発送します。

9 実践研修について

本基礎研修に引き続き、平成 26 年度以降に、「対象地域」を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。ただし、予算等が確定していないため、現時点では必ず開講されるとは限りません。また、実践研修が開講された場合であっても、選考の結果等により、希望されても受講できないことがあります。

なお、実践研修（実務実習を含む）は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定です。

また、実践研修の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

10 基礎研修の修了について

本研修は、①全日程の受講を前提（特別な事情を除き、遅刻・早退不可。）とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢（たとえば、研修への主体的な関わり）、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、本基礎研修の修了を認定します。

※ ③の「試験」は、基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのものです。

本基礎研修は、市民後見人養成講座の一部であり、今後開講予定の実践研修の受講と一体のプログラムであるため、「基礎研修」の修了のみをもっての「修了証書」は、発行いたしません。修了された方の名簿を一定期間保管し、神奈川県内の市町村が実施する実践研修の受講申込みの際に、修了された方の「基礎研修」の修了の事実の確認が必要となしに限り、市町村からの照会にのみ回答します。

なお、本基礎研修の修了は、修了した日の属する年度を含め、3年度内に開始する「実践研修」の受講申込みまで、効力を有します（今年度の基礎研修を修了された方は、平成27年度に開始する「実践研修」の受講申込みまでが、基礎研修修了が有効となります）。

11 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています（実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります）。

	日程		テーマ	主な研修内容	
	平塚会場	海老名・綾瀬会場			
第1日	平成26年 1月28日 (火曜)	平成26年 1月25日 (土曜)	権利擁護としての成年後見	午前	・開講式 ・地域福祉 ・民法①
				午後	・民法② ・成年後見制度総論、各論
第2日	2月6日 (木曜)	2月1日 (土曜)	対象者の理解①、市民後見の意義と役割①	午前	・市民後見概論Ⅰ
				午後	・障害のある人の理解（精神障害） ・高齢者、認知症の理解
第3日	2月13日 (木曜)	2月15日 (土曜)	対象者の理解②、市民後見の意義と役割②	午前	・成年後見制度と市町村責任・成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告
				午後	・市民後見概論Ⅱ ・障害のある人の理解（知的障害）
第4日	2月25日 (火曜)	2月22日 (土曜)	市民後見に向けて	午前	・事例検討Ⅰ（グループワーク）
				午後	・事例検討Ⅱ（グループ発表） ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時までを予定していますので、受講申込みされた方は、各日、この時間帯は、研修の受講を予定してください。

研修会場 平塚会場：平塚栗原ホーム（平塚市立野町 31-20）※ 平塚会場にご来場の際は、公共交通機関（バス等）をご利用ください。

海老名・綾瀬会場：1月25日及び2月15日は海老名市役所（海老名市勝瀬 175 番地の 1）、2月1日及び22日は綾瀬市役所（綾瀬市早川 550 番地）※ 海老名・綾瀬会場にお車でご来場の際は、会場となっている市役所の駐車場を利用できます。

なお、第1日から第3日は、対応する開講日を、一日単位で、他方の会場の講座に「振り替え受講」することができます（半日単位等、一日を分割した受講は不可）。ただし、第4日は、必ず、ご自身の居住地の含まれる会場の講座を受講しなければなりません（平塚市民の方は2月25日、海老名市民・綾瀬市民の方は2月22日の受講に限られます）。

また、上記日程の範囲内で、研修内容の順は、変更することがあります。

1 2 研修修了後から後見活動参加までの予定

基礎研修修了後、「対象地域」を基礎的な区域として平成26年度に開講される予定の実践研修を受講していただきます。詳細は「9 実践研修について」をご覧ください。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体（主に居住地の市社会福祉協議会が想定されます）において、選考等により、法人後見の支援員（後見サポーター）として後見活動に参加いただくことを予定しております。

1 3 本研修の事務局

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター（市民後見人養成講座担当）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

※ 本受講申込及び養成講座受講にともないご提供いただいた個人情報、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

平成25年度 市民後見人養成講座（基礎研修）に関するQ & A

1 講座で養成する「市民後見人」について

Q1 この講座で養成する「市民後見人」は、どのような目的で、どのような役割を担うのですか。

A 本講座で養成する「市民後見人」は、地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」を担っていただくことを目的としています。このことは、今後予想されている成年後見人等を担う人材の不足への対応ということもさることながら、地域における成年後見を、親族・専門職・法人、そして市民等のそれぞれの特性を活かし、役割分担をしながら、地域福祉の一環として育んで行くという趣旨です。

そして、具体的な活動においても、親族・専門職・法人、さらに地域の方々と連携し、「成年後見」を担っていただくことを期待しています。

※ 以下のQ&Aを含め、本Q&Aでは、民法上の「成年後見人・保佐人・補助人」を「成年後見人等」と表記しています。また、「市民後見人」とは、成年後見人等を個人で受任するケースに限らず、幅広く「成年後見」に関わる活動をされる方の意味です。

2 応募資格について

Q2 応募条件に年齢制限はありますか。

A 平成26年3月31日現在で、25歳以上であれば、申し込みいただけます。

3 受講決定について

Q3 受講できるかどうかの決定は、どのように決められますか。

A 受講者の決定は、①受講申込書及び②作文を基に、審査の上、決定します。
なお、定員は平塚市在住の方 25名・海老名市在住の方 15名・綾瀬市在住の方 10名ですが、審査の結果、定員に満たない人数となる場合があります。

4 基礎研修について

Q4 資格や経験等に基づく、受講科目の一部免除はありますか。

A 受講科目の一部免除はありません。
法律や社会福祉に関する資格をお持ちであったり、実務経験等のある方も、基礎研修の全日程を受講していただく必要があります。

Q5 修了時の試験は、どのような問題が出され、どのように評価されますか。

- A 試験は、「基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのもの」なので、①基礎知識を確認する「択一問題」と、②理解力・応用力を確認する「論述問題」によります。

なお、基礎研修の修了判定は、①全日程の受講を前提(特別な事情を除き、遅刻・早退不可。)とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢(たとえば、研修への主体的な関わり)、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、修了を認定します。

Q6 基礎研修の「振り替え受講」をしたいのですが、一科目のみの「振り替え受講」もできますか。

- A 「振り替え受講」は、一日単位としていますので、一科目のみや午前のみ(又は午後のみ)の振り替え受講はできません。

なお、第4日を「振り替え受講」することはできないので、居住地の含まれる会場で、必ず受講しなければなりません(第4日については、平塚市在住の方は2月25日(火曜)に、海老名市及び綾瀬市在住の方は2月22日(土曜)に、必ず受講しなければなりません)。

5 実践研修について

Q7 基礎研修の修了者は、希望すれば、必ず実践研修を受講できますか。

- A 選考の結果等により、希望されても受講できないことがあります。

Q8 実践研修では、どのような研修が予定されていますか。

- A 実践研修では、①成年後見人等の後見業務同行や②施設実習を含め、最低7日間の研修が予定されています。

このように、実践研修(実務実習を含む)は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定です。

Q9 実践研修の修了は、どのように判定されますか。

- A 基本的には、基礎研修と同様の考え方で、修了の認定が予定されていますが、詳細は、実践研修の募集案内でお知らせします。

6 後見活動について

Q10 実践研修を修了した後、どのような後見活動をするのでしょうか。

- A 実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に居住地の市社会福祉協議会が想定されます)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただくことを予定しております。

その後、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、後見監督人等を付した成年後見人等に移行していただくことも構想しています。

なお、本養成講座を修了することが、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています(本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません)。

Q11 実践研修の修了者は、希望すれば、必ず法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を行うことができますか。

- A 選考の結果等により、希望されても法人後見の支援員(後見サポーター)になれないことがあります。

なお、法人後見の支援員(後見サポーター)としての後見活動は、後見事業を行う法人の成年後見人等受任状況(被後見人等の人数やその方々の支援内容等)に応じるとともに、後見活動を担っていただくためには個別に判断する必要がある要素もあることから、待機していただくこともあります。

また、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を担われた場合、当該法人の規程等により一定の報酬等が支払われますが、その報酬等の額は、家庭裁判所が成年後見人等としての法人に対し付与を認めた報酬の額とは異なります。

Q12 法人後見の支援員(後見サポーター)としてではなく、個人で成年後見人等(市民後見人)になることはできないのですか。

- A 現時点では、研修を修了された方が、修了後直ちに、個人で成年後見人等(市民後見人)となることは予定していません。

ただし、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動の経験を積んでいた後、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、後見監督人等を付した成年後見人等(市民後見人)に移行していただくことも構想しています。

なお、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を経験することが、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています(本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません)。

Q13 個人で成年後見人等(市民後見人)を受任した場合、報酬を受け取ることはできますか。

A 現時点では、研修を修了された方が、修了後直ちに、個人で成年後見人等(市民後見人)となることは予定しておらず、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を担っていただく予定ですので、個人で受任いただくかどうかは、現時点では、お約束できません。

また、個人で受任した場合であっても、後見報酬付与の申立が認められるかどうか、認められた場合の報酬額については、被後見人等の財産額を基礎に、個別の案件に応じて、家庭裁判所が決定することとされています(成年後見人等は、あらかじめ一定額の報酬が得られることが予定されるものではありません)。

なお、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動の経験を積んでいただいた後、後見監督人等を付した成年後見人等を受任された場合、基本的に、後見報酬付与の申立を行うことを妨げませんが、一定の事前・事後手続きや、報酬に上限額を設定する等条件を設けることがあります。

7 その他

Q14 研修受講中や受講後、市外に転居した場合には、どうなりますか。

A 成年後見人等(市民後見人)の活動は、日常生活圏で被後見人等の方の支援をしていただくことを予定しており、このことから、研修や後見活動の支援は、最終的には市町村が実施主体となって運営することを前提としています。従って、市外に転居された場合は、原則として、受講や後見活動への参加はできなくなります。

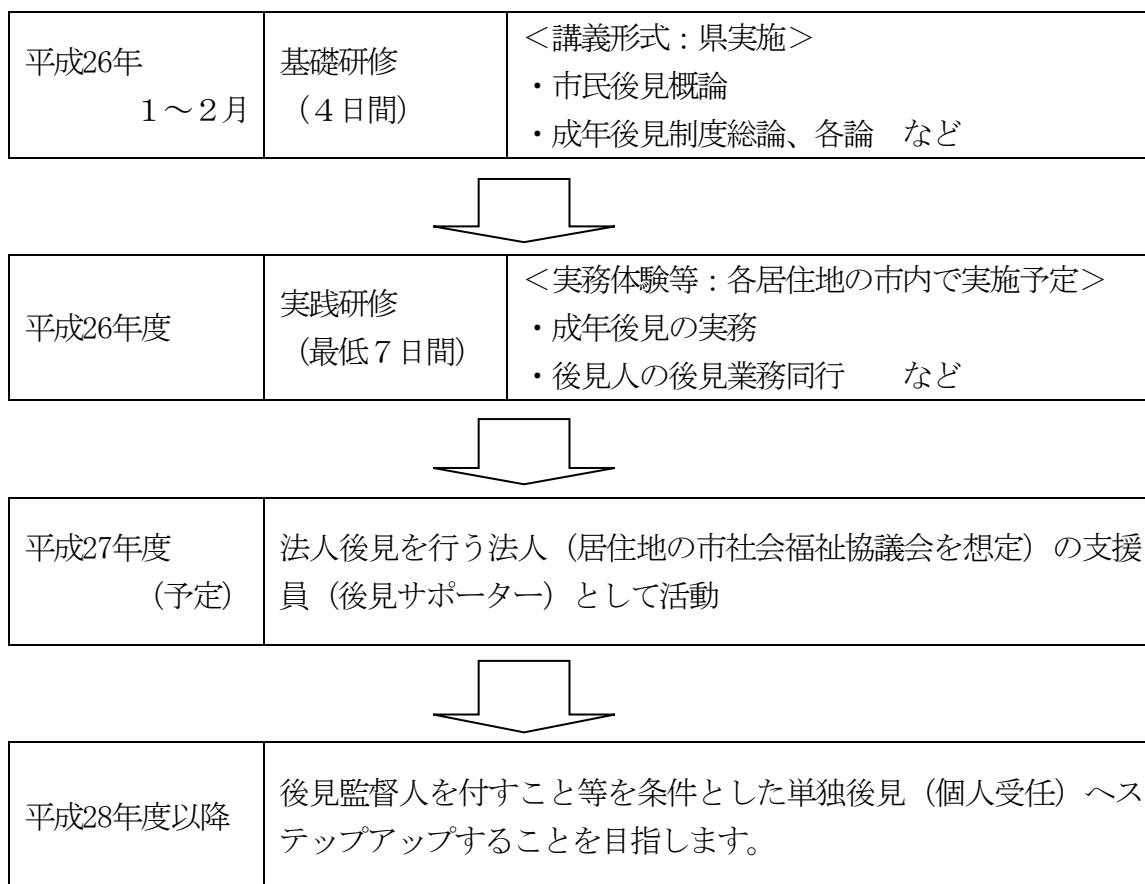
ただし、例外的に、転居先が隣接市町であったり、担当する被後見人等の住所地への訪問が安定的に行えるなど、特段の要素があれば、引き続き、受講や後見活動への参加が認められることもあります。

Q15 親族の成年後見人等となることを目的として、この講座を受講しても差し支えないでしょうか。

A この市民後見人養成講座は、第三者として、広く一般に成年後見人等を必要とされている方の後見活動に参加いただける方を対象としており、親族の成年後見人等になることのみが目的という方については、本講座の趣旨をご理解いただき、ご遠慮ください。

なお、既に親族の成年後見人等を受任されている方、若しくは親族の成年後見人等になる予定の方で、その経験を活かして、今後、市民後見人として、第三者の後見活動に参加する意向をお持ちの方については、受講の対象となります。

市民後見人の養成の流れ（参考）



※ 平成26年度の「実践研修」以降の流れは、対象地域である、平塚市・海老名市・綾瀬市、それぞれの地域ごとの取り組みとなるので、必ずしも同一ではありません。

Q13 個人で成年後見人等(市民後見人)を受任した場合、報酬を受け取ることはできますか。

A 現時点では、研修を修了された方が、修了後直ちに、個人で成年後見人等(市民後見人)となることは予定しておらず、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を担っていただく予定ですので、個人で受任いただくかどうかは、現時点では、お約束できません。

また、個人で受任した場合であっても、後見報酬付与の申立が認められるかどうか、認められた場合の報酬額については、被後見人等の財産額を基礎に、個別の案件に応じて、家庭裁判所が決定することとされています(成年後見人等は、あらかじめ一定額の報酬が得られることが予定されるものではありません)。

なお、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動の経験を積んでいただいた後、後見監督人等を付した成年後見人等を受任された場合、基本的に、後見報酬付与の申立を行うことを妨げませんが、一定の事前・事後手続きや、報酬に上限額を設定する等条件を設けることがあります。

7 その他

Q14 研修受講中や受講後、市外に転居した場合には、どうなりますか。

A 成年後見人等(市民後見人)の活動は、日常生活圏で被後見人等の方の支援をしていただくことを予定しており、このことから、研修や後見活動の支援は、最終的には市町村が実施主体となって運営することを前提としています。従って、市外に転居された場合は、原則として、受講や後見活動への参加はできなくなります。

ただし、例外的に、転居先が隣接市町であったり、担当する被後見人等の住所地への訪問が安定的に行えるなど、特段の要素があれば、引き続き、受講や後見活動への参加が認められることもあります。

Q15 親族の成年後見人等となることを目的として、この講座を受講しても差し支えないでしょうか。

A この市民後見人養成講座は、第三者として、広く一般に成年後見人等を必要とされている方の後見活動に参加いただける方を対象としており、親族の成年後見人等になることのみが目的という方については、本講座の趣旨をご理解いただき、ご遠慮ください。

なお、既に親族の成年後見人等を受任されている方、若しくは親族の成年後見人等になる予定の方で、その経験を活かして、今後、市民後見人として、第三者の後見活動に参加する意向をお持ちの方については、受講の対象となります。

説明会手続番号

提出期限 平成25年11月26日（必着）

平成25年度 神奈川県 市民後見人養成講座（基礎研修） 受講申込書

私は、神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項の記載事項を了解のうえ受講を申し込みます。

ふりがな 氏 名	-----				
生年月日	大正・昭和	年	月	日生	年齢 歳 (平成26年3月31日現在で記入)
住 所	〒 市				
連絡先 電話番号	自宅・携帯				
職 業	現 在				
	平成26年4月 (予定)				
主な経歴	①	期	年 月～ 年 月(現在)		
	②		年 月～ 年 月(現在)		
	③		年 月～ 年 月(現在)		
福祉活動 、地域活 動の経験	①	期 間	年 月～ 年 月(現在)		
	②		年 月～ 年 月(現在)		
	③		年 月～ 年 月(現在)		
主な資格 ・免許	名称(授与者・機関名)			資格等取得年月	
	①				年 月
	②				年 月
	③				年 月
応 募 動 機	----- ----- ----- -----				

※ 本受講申込にともないご提供いただいた情報は、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

説明会手続番号

記入例

提出期限 平成25年11月26日（必着）

平成25年度 神奈川県 市民後見人養成講座（基礎研修） 受講申込書

私は、神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項の記載事項を了解のうえ受講を申し込みます。

ふりがな 氏 名	かながわ あすなり 神奈川 明日成		
生年月日	大正・昭和 27 年 7 月 7 日生	年齢	61 歳 (平成26年3月31日現在で記入)
住 所	〒 254-0051 平塚市 豊原町6丁目21番		
連絡先 電話番号	自宅・携帯	0 4 6 3 - ● ● - × × × ×	
職 業	現 在	会社員	
	平成26年4月 (予定)	団体職員（非常勤職員）	
主な経歴	① ○○短期大学□□科	期 間	昭和 46年 4月～昭和 48年 3月(現在)
	② ○○株式会社勤務		昭和48年 4月～ 年 月(現在)
	③		年 月～ 年 月(現在)
福祉活動 、地域活 動の経験	① 平塚市立□□中学校PTA学年委員	期 間	平成 6年 4月～平成 7年 3月(現在)
	② △△地域町内会委員		平成 15年 4月～平成 16年 3月(現在)
	③ 平塚市ファミリー・サポート・センター支援会員		平成20年 4月～ 年 月(現在)
主な資格 ・免許	名称(授与者・機関名)		資格等取得年月
	① 宅地建物取引主任者資格（神奈川県知事）		昭和 50年 6月
	② ホームヘルパー2級（○○協会）		昭和 60年 1月
	③		年 月
応 募 動 機	(例文) 私は、…………… …………… …………… …………… ……………応募しました。		

※ 本受講申込にともないご提供いただいた個人情報、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

説明会手続番号

指定のテーマ「今、市民後見人に期待されること」の作文を、800字以上1,000字以内でお書きいただき、受講申込書とともに期限(平成25年11月26日必着)までにご提出ください。なお、左の「説明会手続番号」は、説明会で受け取った「受講申込書」に記載された番号を転記ください(3枚とも)。

No. 1

氏 名

見

本

400字

平成25年度 神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）実施要項

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座（基礎研修）を開講する。この養成講座は、基礎研修に引き続き、平成26年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了とする。

2 主催

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター
かながわ成年後見推進センター（神奈川県委託事業）

3 受講者

平成25年11月開催の「説明会」に出席し、受講申込の審査を経て、受講者と決定した者（31名）及び綾瀬市において12月に追加開催した「説明会」に出席し、受講者と決定する者（人数未定）。

4 日程及び会場

・ 平塚会場

平成26年1月28日（火曜）、2月6日（木曜）、13日（木曜）、25日（火曜）
会場は、平塚栗原ホーム（平塚市立野町31-20）

・ 海老名・綾瀬会場

平成26年1月25日（土曜）及び2月15日（土曜）：会場は、海老名市役所
平成26年2月1日（土曜）及び22日（土曜）：会場は、綾瀬市役所

日程の詳細は、「6 基礎研修の内容」参照

5 受講料（基礎研修）

無料（会場までの交通費は自己負担）

6 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとする。

なお、受講者全員が出席している11月及び12月の説明会においては、（財）民事法務協会作成のDVD「自分らしい明日のために 早見優が案内する成年後見制度」を視聴（任意後見制度とは（7分38秒）を割愛した約22分）した後、法務省民事局作成のパンフレット「いざという時のために 知って安心 成年後見制度 成年後見登記」を使用して成年後見制度の概要説明（約20分）を行った。

日程	テーマ	主な研修内容	
第1日 平成26年 1月25日（土曜） 1月28日（火曜）	権利擁護としての成年後見	午前	・ 開講式 ・ 地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念） ・ 民法（家族法・財産法）①
		午後	・ 民法（家族法・財産法）② ・ 成年後見制度総論・各論

第2日 2月1日(土曜) 2月6日(木曜)	対象者の理解 ① 市民後見の意義と役割①	午前	・市民後見概論Ⅰ
		午後	・障害のある人の理解(精神障害) ・高齢者・認知症の理解
第3日 2月13日(木曜) 2月15日(土曜)	対象者の理解 ② 市民後見の意義と役割②	午前	・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告
		午後	・市民後見概論Ⅱ ・障害のある人の理解(知的障害)
第4日 2月22日(土曜) 2月25日(火曜)	市民後見に向けて	午前	・事例検討Ⅰ(グループワーク/グループ発表)
		午後	・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

なお、第1日から第3日は、対応する開講日を、一日単位で、他方の会場の講座に「振り替え受講」することができるものとする(半日単位等、一日を分割した受講は不可)。第4日は、必ず、自身の居住地の含まれる会場の講座を受講しなければならない。また、テキストとして『市民後見人養成テキスト』(NPO 法人地域ケア政策ネットワーク刊)を使用し、受講者に配付する。

7 基礎研修の修了について

本研修は、①全日程の受講を前提(特別な事情を除き、遅刻・早退不可。)とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢(たとえば、研修への主体的な関わり)、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、本基礎研修の修了を認定する。

※ ③の「試験」は、基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのもの。

本基礎研修は、市民後見人養成講座の一部であり、今後開講予定の実践研修の受講と一体のプログラムであるため、「基礎研修」の修了のみをもつての「修了証書」は、発行しない。修了者の名簿を一定期間保管し、神奈川県内の市町村が実施する実践研修の受講申込みの際に、修了された方の「基礎研修」の修了の事実の確認が必要となしに限り、市町村からの照会によりのみ回答する。

なお、本基礎研修の修了は、修了した日の属する年度を含め、3年度内に開始する「実践研修」の受講申込みまで、効力を有する(今年度の基礎研修修了者は、平成27年度に開始する「実践研修」の受講申込みまでが、基礎研修修了が有効となる)。

8 研修修了後から後見活動参加までの予定

基礎研修修了者は、各対象地域(平塚市、海老名市及び綾瀬市)を基礎的な区域として平成26年度に開講予定の実践研修を受講いただく。

実践研修修了者は、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に居住市の市社会福祉協議会を想定)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただく予定。

9 本研修の事務局

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター

かながわ成年後見推進センター(市民後見人養成講座担当)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

〈参考資料 6〉

平成25年度市民後見人養成講座（基礎研修）						開催日程（実績）			
日 程			時 刻		タイトル	時間 (分)	講師	備 考	
	平塚	海老名・綾瀬							
第1日 テーマ 「権利擁護としての成年後見」	1／28 (火) 平塚栗原ホーム	1／25 (土) 海老名市役所	9:40	9:50	開講式	10		開場・受付開始：9時20分	
			9:50	10:50	地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念）	60	社会福祉士		
			11:00	12:00	民法（家族法・財産法）①	60	弁護士		
									（お昼休み）
			13:00	14:00	民法（家族法・財産法）②	60	同上		
			14:10	15:10	成年後見制度総論	60	弁護士		
			15:20	16:50	成年後見制度各論	90	同上		
第2日 テーマ 「対象者の理解①／市民後見の意義と役割①」	2／6 (木) 平塚栗原ホーム	2／1 (土) 綾瀬市役所	9:50	12:00	市民後見概論Ⅰ	120	神奈川県社協	開場・受付開始：9時30分 休憩10分を含む。	
									（お昼休み）
			13:00	14:30	障害のある人の理解（精神障害）	90	精神保健福祉士・社会福祉士		
			14:40	16:50	高齢者・認知症の理解	120	社会福祉士	休憩10分を含む。	
第3日 テーマ 「対象者の理解②／市民後見の意義と役割②」	2／13 (木) 平塚栗原ホーム	2／15 (土) 海老名市役所	10:00	11:00	成年後見制度と市町村責任・成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業	60	開催地域の市行政・市社協	開場・受付開始：9時40分	
			11:10	12:10	市民後見人による実践報告	60	神奈川県社協		
									（お昼休み）
			13:10	13:40	市民後見概論Ⅱ	30	神奈川県社協		
			13:50	15:20	障害のある人の理解（知的障害）	90	社会福祉士		
			15:30	16:00	確認テスト ※ 本「確認テスト」は、第3日までの講座の内容をふりかえるためのものです。全員受験いただきますが、テストの結果自体は、修了を認定するうえでの評価対象ではありません。	30	神奈川県社協		
第4日 テーマ 「市民後見に向けて」	2／25 (火) 平塚栗原ホーム	2／22 (土) 綾瀬市役所	10:00	12:35	事例検討Ⅰ（グループワーク／グループ発表）	150	県社協、開催地域の市行政・市社協	開場・受付開始：9時40分 休憩5分を含む。	
									（お昼休み）
			13:30	14:15	市民後見概論Ⅲ	45	神奈川県社協		
			14:25	15:55	試験	90	神奈川県社協		
			16:00	16:20	閉講式	20			

〈参考資料 7〉

平成25年度 平塚市市民後見人養成講座(実践研修)開催日程(実績)

日程	開始時刻	終了時刻	時間	講義内容	会場	講師
10月3日(木) 【第1日目】成年後見の関係制度・法律	9:30	9:45	15	開講式	平塚栗原ホーム 2階 介護者教室	
	9:45	11:15		成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎		
			30	・生活保護制度		市生活福祉課職員
			30	・健康保険制度		市保険年金課職員
			30	・年金制度		市保険年金課職員
	11:25	11:55	30	税務申告制度等		市市民税課職員
	11:55	13:00	65	休憩		
	13:00	14:30	90	介護保険制度		市介護保険課職員
	14:40	15:40	60	高齢者施策／ 高齢者虐待防止法		市高齢福祉課職員
10月15日(火) 【第2日目】対人援助の基礎／成年後見の実務①	15:50	16:50	60	障がい者施策／ 障がい者虐待防止法		市障がい福祉課職員
	9:50	12:00	120	対人援助の基礎	平塚栗原ホーム 3階 大会議室	福祉専門学校講師
	12:00	13:00	60	休憩		
	13:00	15:10	120	申立手続き書類の作成		司法書士
	15:20	16:50	90	財産目録の作成		
10月28日(月) 【第3日目】家庭裁判所の役割／成年後見の実務②／体験実習①	10:00	11:30	90	家庭裁判所の実際	横浜家庭裁判所	横浜家庭裁判所
	11:30	13:00	90	休憩(※移動時間含む)		
	13:00	14:30	90	後見計画・収支予定の作成①②	かながわ県民センター12階 第二会議室	大学専任講師
	14:40	16:10	90	報告書の作成		綾瀬市社会福祉協議会
	16:20	16:50	30	体験実習についての留意点		平塚市社会福祉協議会
11月中 【第4・5日目】体験実習②	約半日		150	後見人の後見業務同行	※日時、実習先は別途決定。	
	約1日		300	施設実習		
12月3日(火) 【第6日目】成年後見の実務③／課題演習①	9:30	11:00	90	後見事務終了時の手続き	平塚栗原ホーム 2階 介護者教室	行政書士
	11:10	12:40	90	死後事務、後見報酬付与申立実務		社会福祉士
	12:40	13:40	60	休憩		
	13:40	16:30	160	事例報告と検討①②		弁護士
12月19日(木) 【第7日目】課題演習②	9:30	10:45	75	事例報告と検討③	平塚栗原ホーム 2階 介護者教室	社会福祉士
	10:55	12:10	75	事例報告と検討④		後見法人役員
	12:10	13:10	60	休憩		
	13:10	13:50	60	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制		市福祉総務課職員
	14:00	15:20	80	効果測定		
	15:20	15:35	15	閉講式		

※講義時間が90分を超える場合は、講義中10分間の休息時間があります。

体験実習実施状況一覧表（受講者実習先）

平成25年11月に実施する「第4日目（半日）後見人の後見業務同行」及び「第5日目（一日）施設実習」の実施状況表です。

受講者の割り振りにあたり、同一週に第4日目と第5日目の実施とならないように配慮してあります。なお、第4日目と第5日目の実施について、順番が逆になる受講者がいます。

平成25年11月				
月	火	水	木	金
4	5	6	7	8
振替休日		【半日】 Aさん Bさん	【一日】 Cさん Dさん	【一日】 Eさん Fさん
		午前：平塚市社協	午前：施設 A 午後：施設 B	午前：施設 A 午後：施設 C
11	12	13	14	15
	【一日】 Bさん Gさん	【半日】 Eさん Dさん	【一日】 Hさん Iさん	
	午前：施設 A 午後：施設 D	午前：平塚市社協	午前：施設 A 午後：施設 E	
18	19	20	21	22
【一日】 Aさん Jさん	【半日】 Cさん Hさん	【半日】 Gさん Fさん	事務局都合による除外日	
午前：施設 A 午後：施設 C	午前：平塚市社協	午前：平塚市社協		
25	26	27	28	29
【半日】 Jさん Iさん	【一日】 ※実習予備日		【半日】 ※実習予備日	
午前：平塚市社協	午前：施設 A 午後：施設 C		午前：平塚市社協	

※【半日】は「後見人の後見業務同行」、【一日】は「施設実習」となります。

※体験実習当日の集合時間・場所は、午前9時30分に栗原ホーム2階ロビーへ集合です。

※施設実習（一日）の昼食は、施設で知的障がいのある方々と交流しながらいただく予定です。昼食代として実費（650円）のご負担を受講者をお願いします。

平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）施設実習スケジュール

時 間	実習先施設、実習内容等	備 考
9:30	平塚栗原ホームに集合し、市社協公用車にて出発	
10:00	施設 A 到着 1. 講習 施設 A 職員 ①施設説明等 ②実習に際しての心構え等 2. 施設見学 施設見学ならびに知的障がい者の方々と共に作業体験を実施 3. 昼食 食堂にて、お弁当を知的障がいあるの方々と交流しながら会食	実習時間は、2時間30分となります。 休憩時間を施設実習中に入れます。
13:00	施設 A 出発	
13:30	高齢者施設到着（※下記の施設のいずれか） 【特別養護老人ホーム】 ・施設 B ・施設 C 【グループホーム】 ・施設 D ・施設 E 1. 講習 ①施設説明等 ②実習に際しての心構え等 2. 施設見学 施設全体の見学に加え、午後の時間に行われるレクリエーションにも参加し、認知症のある高齢者の方々と交流	実習時間は、2時間30分となります。 休憩時間を施設実習中に入れます。
16:30	高齢者施設出発	
17:00	平塚栗原ホーム到着 実習終了	

平塚市市民後見人養成講座（実践研修）受講者

施設における体験実習マニュアル

市民後見人は、高齢者や障がいのある方の権利を擁護する成年後見制度の担い手として期待されています。権利擁護の意義を理解し、実際の支援に役立てるため、「施設における体験実習（以下、「施設実習」という）」を通じて学ぶことは多くあります。

このたびの施設実習を行うにあたり、受け入れていただく平塚市内高齢者施設、障がい者施設の皆様からは、将来の市民後見人としての活躍を期待して、様々なご配慮をいただいております。

当講座受講者の皆様は、本マニュアルを必ず施設実習前にお読みいただき、ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 施設実習の目的

- ①施設の役割や支援方針を理解することを通じ、利用者との接し方や配慮すること等を学びます。
- ②施設利用者との交流を通じ、成年被後見人等に相当する判断能力の高齢者や障がいのある方を理解します。
- ③成年被後見人等の尊厳を守った支援、利用者本位の支援とは何かを考えます。

2. 施設実習前の準備

特別養護老人ホームやグループホーム等の高齢者や障がい者施設の役割や概要を事前に学んでおくことが求められます。そのことにより、施設実習の場において、施設職員や施設利用者からより一層多くのことを学ぶことができます。

なお、施設実習に臨むにあたっては、体調管理に十分お気をつけください。実習先には、お身体の弱い方もいらっしゃいます。外来者が施設利用者に感染症をうつしてしまうこともあり得ますので、体調不良の場合（※感染症の場合は同居者も含む）は、必ず事務局にご連絡ください。

3. 個人情報の保護について

（1）個人情報の定義について

一般的に個人情報の定義としては、「①生存する個人に関する情報」「②特定の個人を識別できるもの」「③他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるもの」とされています。

①生存する個人に関する情報

亡くなられている方の情報であれば保護の対象としないと解釈できそうですが、注意が必要です。

故人の情報であっても、現在生存している家族や親族等に結びついている情報であれば、生存する個人に関する情報となります。

②特定の個人を識別できるもの

最も個人と識別できるものは、「名前」です。そのため、名前があれば個人情報となります。

名前以外で個人の特定につながる情報としては、「住所」「電話番号」「年齢」「生年月日」「職歴」「学歴」等があります。ただし、例えば「年齢」だけの情報では個人を特定できません。この場合は、個人情報とは言えません。

③他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるもの

例えば、「生年月日」だけではどこの誰だかわかりませんが、「職歴」や「学歴」等の情報との照合により、個人が特定できることがあります。

単独の情報では個人が特定できなくとも、複数の情報と組み合わせると個人が特定される可能性があることにも注意が必要です。

(2) 受講者に求められる個人情報の保護

個人情報を守ることは、権利擁護の担い手である成年後見人にとっては基本的な姿勢です。したがって、市民後見人としての活躍を目指していらっしゃる受講者の皆さんにとっても、「個人情報の保護」は、最も重要なことのひとつとして求められることです。

個人情報は、一度流出してしまうと取り戻すことは不可能です。相手方に対して精神的なダメージを与えたり、場合によっては、財産上の損害を与えたりすることもあります。その結果、民事上の責任を追及される可能性もあり得ます。

日常生活上でも、同居家族や友人等に話をするとき、ブログやメール等での記述といったことにも細心の注意が必要です。「こういった施設へ実習に行った」程度は個人情報が含まれていませんが、「どこどこの施設の〇〇歳の女性」となると3つの情報の組み合わせにより、個人が特定されてしまう可能性があります。

施設実習での体験はとても新鮮なことが多く、誰かに聞いてもらいたくなることもあるかもしれませんが、個人情報の保護こそ権利擁護の原点であることを強く認識し、個人情報を漏らすことがないように、細心の注意を払ってください。

【具体的な遵守事項】 ※以下の事項以外にも十分お気を付けください。

- (1) 施設利用者氏名・住所・電話番号等を記録に残さないでください。氏名をイニシャルにすることも個人の特定につながりやすいため、「Aさん、Bさん」といった記号を用いるようにしてください。
- (2) 施設利用者の個人情報が入った資料等は、どのような理由があっても絶対に施設外へ持ち出してはいけません。
- (3) 写真やビデオを撮ることは、施設実習中に行わないでください。
- (4) 自宅や職場等のパソコンに施設利用者の個人情報を入力しないでください。
- (5) 施設職員や実習同行職員の指示に従ってください。

4. 利用者への対応について

今回の施設実習は、午前中：障がいのある方（主に知的障がいのある方）、午後：高齢者（要介護者・認知症の症状がある方が大半）との交流となります。

初対面の場合、ちょっとした気持ちのすれ違いにより、トラブルとなることもあります。

接し方で困ったり、悩んだりすることがあった場合は、実習同行職員や施設職員に遠慮なく相談してください。

【接し方の原則と心構え】

①自尊心を大切にする。

だれもが自尊心を持って生きていることを再確認してください。

全ての人にこれまでの人生があり、この先の未来があります。

②本人の考え方や気持ちを理解し、尊重する。

時には、空想や妄想と思えるような会話となることもあるかもしれません。落ち着いて、話している言葉を受け止めるようにすることが大切です。

③やさしく接する。

利用者と接する時間を大切にしてください。例えば、利用者が好きな趣味や娯楽等の話題に耳を傾け、話を広げるようにすることも良いです。

言葉がうまく出なかったり、つなげられなかったりする方もいらっしゃいます。断片的な言葉をつなぎ、伝えたいと思っていられることを組み立ててみてください。

④安心してリラックスできる雰囲気を作る。

この雰囲気ができ、リラックスできれば、素晴らしい関係となっています。

5. 施設実習後について

施設実習レポートを12月3日（火）の当講座第6日目までに提出していただきます。

本レポートは当講座修了判定の判断材料といたします。

なお、個人情報、施設実習終了後も保護の対象です。

6. 持ち物等について

実習先により、若干差がありますが、下記のものをご用意いただくようお願いします。

なお、服装は動きやすいものでお願いします。普段着で構いません。装飾品は、対人接触時の事故を防ぐため、身につけないようにしてください。

【必ずご持参いただきたいもの】

- ・筆記用具
- ・上履き（※施設により、施設側で用意したスリッパで可能なところもありますが、動きやすさを考え、かかとのある上履きのご用意をお願いします。）
- ・カバン等（※持ち物や配付された資料等を入れるもの）
- ・現金650円（※施設Aでの昼食代となります。）
- ・飲み物（※水分補給に必要な範囲）

7. 連絡先について

施設実習に関する連絡は、実習先に絶対にしないでください。連絡が必要なときは、下記の連絡先へお願いします。

【通常の連絡】

- ・ 平日の午前8時30分から午後5時まで

電話番号：0463-37-1888（平塚市社会福祉協議会ひらつかあんしんセンター）

【急を要する連絡】

- ・ 土曜日と祝日・振替休日の午前8時30分から午後5時まで

電話番号：0463-35-6060（平塚市社会福祉協議会 平塚栗原ホーム）

- ・ それ以外の時間（日曜日を含む）

携帯電話：080-★★★★-★★★★

